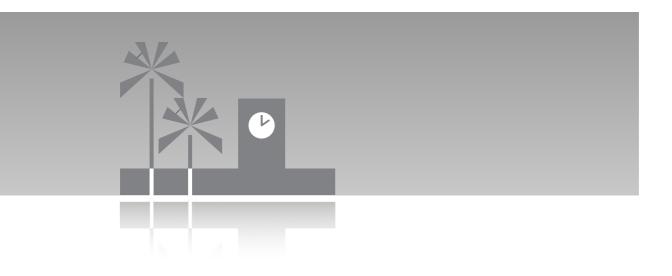
特許権

~応用情報 課題レポート 井桁先生~

A15TN043 綿岡晃輝



課題

■昭和46年の制度改正前には、特許出願をすれば全て審査をしてもらえ、特許要件を満たしていれば、特許を取得することができました。しかし現在特許権を取得するためには、特許出願後、審査請求という手続きをしなければなりません。 この理由はなぜでしょうか。

特許庁のホームページに掲載されている「審査の基本方針と審査の流れ」には審査請求 について次のように述べている。

特許出願について、特許権が付与されるべきものか否かに関する実体的な審査、 すなわち、特許出願が拒絶理由を有しないかどうかの審査をする。

つまり、特許権として認めるべきかどうかについて、より厳密に審査するためにこのような審査請求制度が導入されたのだ。また、ただ特許出願をするだけでなく審査を請求するために別料金を払わなければならないことによって、生半可な気持ちで出願しようという者を排除しようという考えもある。では、新たに設けられた審査請求制度であるが、どのような審査がされているのだろうか。本授業で配布されたレジュメには以下のように書かれている。

- 1.発明であること。
- 2.産業上の利用可能性
- 3.新規性
- 4.進歩性
- 5. 先願
- 6.不特許事由に該当しない
- 7.出願の手続き、書面の不備のないこと
- 8.特許出願人の要件

■特許権は有限なのに、商標権は更新すれば永久に権利を維持できます。 この理由はなぜでしょうか。

まず、特許と商標の違いについて述べる。特許の保護対象は発明であり、発明とは「自然法則を医療した技術的思想のうち高度なもの」と定義されている。一方で、商標とは文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標などである。では、なぜ特許権は有限であるのに商標権は永久であるのか。それは特許は公開することによって人類の発展に繋がるが、商標は権利を保有し続けても人類の発展には関係ないというところだ。特許によって保護された発明品は20年で権利を失ってしまう。これにより、その便利な物,機能を全人類が無料で使用できるようになる。発明者の利益は損なわれるが、これで人類全体は得したことになる。少し発明者にとっては迷惑は話に聞こえるかもしれないが、もし発明したものが子孫に権利を一子相伝していくことでその一家が何もしないで永遠に儲け続けることは何も生まれない。だが発明した者にはそれ相応の報酬も必要。その線引きが20年なのだ。

参考

経済産業省 特許庁

「審査の基本方針と審査の流れ」

https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm#mokuji

牛田特許商標事務所

「商標と特許の違い」

http://www.ryupat.com/itiran/trademark-and-patent/

最終確認年月日:2017年5月15日(月)